

新型コロナウイルス感染症拡大防止等のための芦屋市移動支援事業の臨時的な取扱いについて

令和2年4月14日（事務連絡）

芦屋市福祉部障がい福祉課

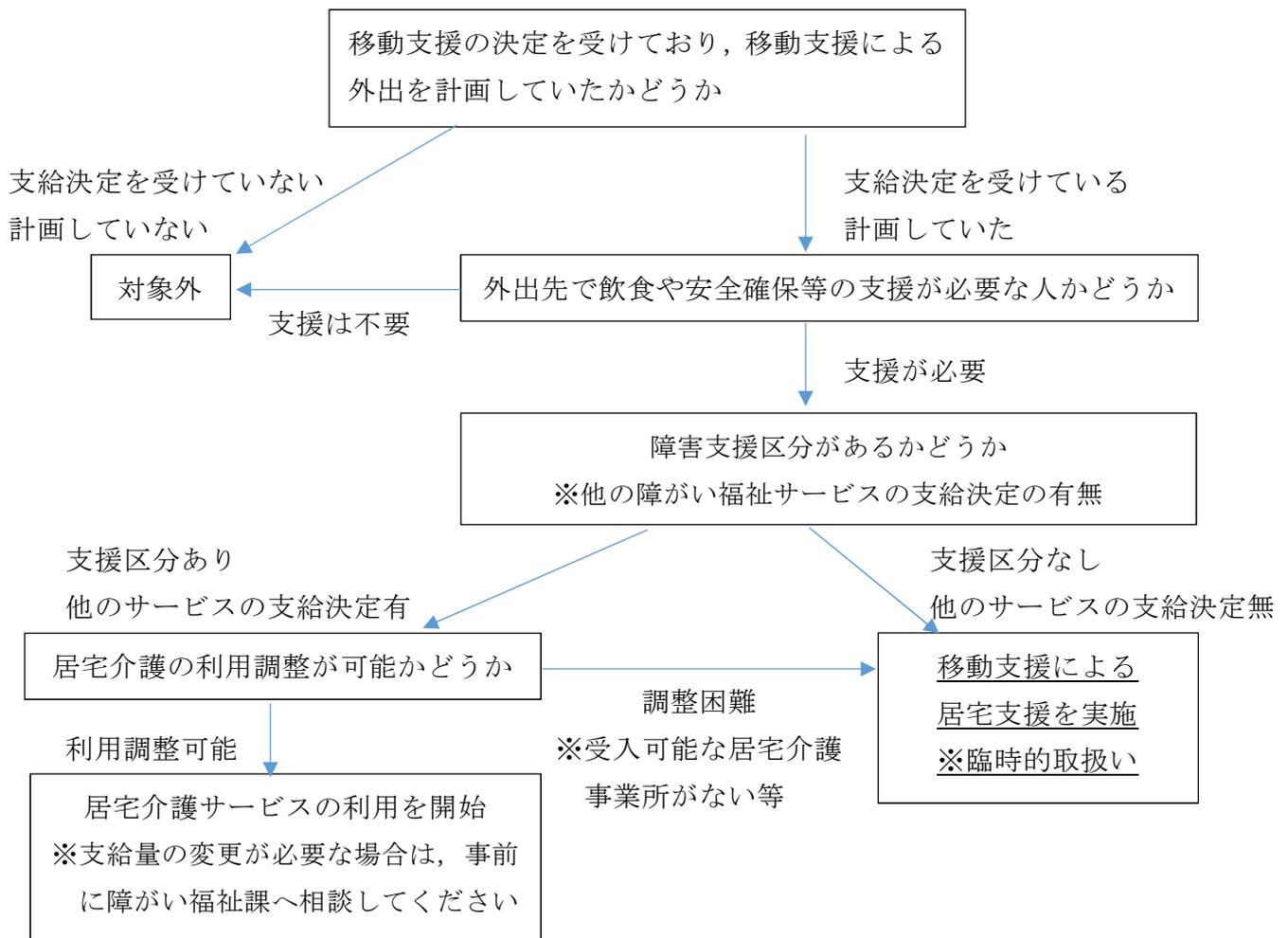
今般の新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、移動支援による外出を予定していた障がいのある人が、外出時間を短縮することや、やむを得ず外出を自粛するなどにより、移動支援事業を利用した外出の機会が減ることが想定されることから、厚生労働省より令和2年3月13日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症拡大防止等のための移動支援事業の取扱いについて」が発出されていますが、この度、兵庫県に対して新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が出され、兵庫県が不要不急の外出を控えるよう自粛要請を行ったことに伴い、芦屋市移動支援事業について次のとおり臨時的な取扱いをいたします。

1 臨時的な取扱いとなる内容

利用者（障がいのある児童の場合は、利用者の保護者）が新型コロナウイルス感染症の感染予防のため、外出を取りやめ、その時間帯に他に代替となる障がい福祉サービス等がなく、利用者からの要望により、居宅等において外出時と同様に飲食や安全確保等の支援を行った場合、臨時的な取扱いとして移動支援を実施したものとして報酬算定の対象とします。

2 対象範囲

本通知における臨時的な取扱いの対象範囲は、以下のフローチャートのとおりとします。



3 届出について（手順）

別添「新型コロナウイルス感染症拡大防止等にかかる移動支援事業の臨時的な居宅支援の提供についての届出」に、臨時的な在宅でのサービス実施開始日及び対象となる利用者を記載のうえ、芦屋市障がい福祉課障がい福祉サービス係（〒659-8501 芦屋市精道町7番6号）宛てに提出してください。

なお、届出については、以下の手順を参考にしてください。

- ① 本人・家族から在宅支援希望の申し出を受ける
- ② 計画相談員とサービスの調整を行う
- ③ 計画相談員から調整結果を確認する（居宅介護サービス調整不可）
- ④ 添付の様式に必要事項を記入のうえ提出する

※届出の内容に疑義がある場合は、確認のためご連絡いたします。

3 適用日について

原則、**届出の受理日**を適用日とします。

※郵送の事情等により発送日に適用されたい場合は事前に電話予約を行うこととします。

4 サービス提供の範囲

厚生労働省のQ&Aに基づき、原則居宅等において行った、外出時同様に飲食や安全確保等の必要な支援の範囲に限るため、居宅介護における身体介護の利用決定に準じた内容・時間とします。

（例：食事介助、排せつ介助、口腔ケア、身支度・保清など）

5 障害福祉サービス費の請求について

請求方法については従来どおりの請求書様式にて芦屋市障がい福祉課への請求となります。

なお、居宅支援を行った日は、実績記録表の備考欄（外出先）に「居宅」と記入してください。

《提出書類》

移動支援事業請求書、移動支援事業明細書

移動支援事業提供実績記録表（新様式）

同行援護・行動援護・移動支援 個別日程報告書（日報）

※時間と具体的な支援内容を記載してください。

《提出期限》

在宅支援を行った月の翌月**10**日まで

《提出先》

芦屋市障がい福祉課障がい福祉サービス係

6 その他

(1) 本取扱いについては、本事務連絡発出日以降の暫定的な対応とします。

(2) 本取扱いの対象者は、芦屋市役所で支給決定を受けている利用者に限ります。他市町村の支給決定者については、援護の実施者へご確認ください。

(3) 今回お示ししている内容については、従来の移動支援事業の取扱いを変更するものではなく、あくまでも新型コロナウイルス感染症拡大防止のための臨時的な取扱いですのでご注意ください。※今回は令和2年5月6日（水）までの取扱いとしますが、取扱い時期について変更がある場合は、芦

屋市ホームページにおいてお知らせします。

http://www.city.ashiya.lg.jp/shougai/korona/kourousyo_tuuti.html